

第2章 県内市町村の状況と課題

1 面積及び人口等

本県は全国第3位という広大な面積となっており、県土の7割を森林が占めている。また、大部分の地域が過疎・中山間地域¹となっており、豪雪地帯・特別豪雪地帯²も多数ある状況である。

人口は、平成17年国勢調査速報（要計表による人口）によると県全体で約209万人であるが、30万人を超える中核市から数百人の村まで多様な人口規模の自治体で構成されている。

本県における人口は減少傾向にある一方、高齢化率は高まる傾向となっている。

以上の状況を踏まえ、市町村は地理的な状況や人口規模を勘案しながら、少子高齢化の進行による課題に対応していくことが求められる。

	面積計 k m ²	人口計 人		高齢化率 %	
		平成11年	平成17年	平成11年	平成17年
市	5,892.70	1,621,669	1,609,659		
(平均)	491.06	135,139	134,138	18.41	21.17
町村	7,809.35	516,936	498,141		
(平均)	159.37	10,550	10,166	22.71	25.54
計	13,702.05	2,138,605	2,107,800		
(平均)	224.62	35,059	34,554	19.45	22.20

市町村の区分：平成18年3月31日の状況による。

（合併団体の場合は構成団体の数値を基に算出）

面積：普通交付税算定の際の数値による。

人口及び高齢化率：各3月末住民基本台帳人口による。

¹ 福島県過疎・中山間地域振興条例（平成十七年三月二十五日福島県条例第六十八号）第2条に定める地域

² 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年四月五日法律第七十三号）第2条第1項及び第2項に定める地域

2 市町村数の変遷

福島県における市町村数の変遷については、おおむね次のような経過となっている。

なお、「市町村の合併の特例に関する法律」(旧合併特例法)においては、任意協議会及び法定協議会において、61市町村が合併に関する協議を行い、新しく10の市町が発足するところである。

また、平成18年3月現在において、福島市・川俣町・飯野町合併協議会及び本宮町・白沢村合併協議会が設置されているなど、新合併特例法下において、引き続き自主的な市町村の合併に対する取組が行われているところである。

このような中、市町村は、今後とも住民の意向を踏まえ、地域の在り方を検討していくことが求められる。

年次	市町村数
明治19年12月31日	1,731
明治22年12月31日	413
昭和36年6月29日	120
昭和43年10月1日	90
平成18年3月31日	61

3 広域行政及び生活圈等

し尿やごみ処理、消防などにおいて、すでに多くの市町村が広域的な取組を実施し、効率性の面で一定の効果が得られている。その一方で、複数市町村によるため、利害関係の調節に時間がかかり機動性を欠く点や、責任の所在の不明確さなどの問題点が指摘されている。

住民の生活圈については、通勤、通学や通院、買い物などにおいて地域の中核的な市町村への移動が中心になっているなど、居住市町村を越えた状況にある。

以上の状況に対し、市町村は、地域住民の生活圈に応じ近隣市町村との連携を図るなど広域的な行政をさらに進めるとともに、広域行政において問題となっている点を解決する工夫が求められる。

4 権限

住民に身近な行政のため、介護保険を始めとする福祉行政の多くが市町村の事務とされているほか、県の権限とされている事務についても、市町村の態様等に応じ、条例による事務処理の特例によって、平成18年1月1日現在で1,316の事務権限が移譲されている。

さらに、市町村においては、住民の利便や独自のまちづくりを進める上でさらなる権限移譲を求めている状況にある。一方、行政体制の不安から、小規模町村を中心に権限移譲を望まないところもある。

以上の状況であるが、極力身近な行政主体である市町村が住民にサービスを提供するため、また独自のまちづくりをするための権限を持ち、実行する体制が求められる。

5 財政運営

平成11年度決算と平成16年度決算の状況を比較すると、財政力指数及び起債制限比率について大きな変化はないが、財政力指数については、市と町村に差が見られるところであり、地方交付税の動向によっては、特に町村の財政に大きな影響を及ぼすことが懸念される。また、経常収支比率の高まり、つまり財政構造の硬直化が現れており、さらに将来にわたる実質的な財政負担も大きくなっている状況にある。

また、一定の条件を設定して地方交付税が減少すると試算した場合の資料は、別添のとおりとなっている。

以上の状況に対し、市町村は、自主財源の確保に取り組むとともに、効率的で効果的な財政運営を行うことが求められる。

	財政力指数		経常収支比率		将来にわたる実質的な財政負担 / 標準財政規模×100	
	11年度	16年度	11年度	16年度	11年度	16年度
市	0.51	0.53	75.9	86.7	181.9	214.4
町村	0.42	0.44	73.9	84.6	129.8	159.9
計(平均)	0.44	0.46	74.3	85.0	140.0	170.7

市町村の区分：平成18年3月31日の状況による。

(合併団体の場合は構成団体の数値を基に算出)

各指標：各年度決算の状況による。

6 行政運営

住民ニーズの多様化・高度化等により行政需要が増加してきている一方で、各市町村とも財政状況の観点から、議員及び職員ともに減少させてきている。さらに、今後ますますの行政改革の取組が求められる。

また、職員のうち専門職の状況については、別添資料のとおり、人口規模の小さい市町村ほど配置が困難となっている。

以上の状況に対し、市町村は、効率的な人員で効果的に行政サービスを提供するための人材を養成・確保することが求められる。

また、指定管理者制度や民間委託など効率的な手法により、サービスを提供していくこと求められる。

	議員数(人口/議員数)		職員数(人口/職員数)	
	11年度	17年度	11年度	17年度
市	728 (2,228)	676 (2,381)	16,367 (99)	15,074 (107)
町村	902 (573)	789 (631)	6,699 (77)	6,016 (83)
計	1,630 (1,312)	1,465 (1,439)	23,066 (93)	21,090 (100)

市町村の区分：平成18年3月31日の状況による。

(合併団体の場合は構成団体の数値を基に算出)

議員数：原則各7月1日現在。 職員数：各4月1日現在。

人口：各3月末住民基本台帳人口による。

7 民間団体(NPO法人)

まちづくりや福祉、環境などにおいて住民活動の高まりが見られ、例えばNPO法人の認証数については、次のとおり増加傾向にある。

市町村は、このような民間団体の活動を支援・促進し、また、協働して地域の課題を解決していくことが求められる。

	11年度	17年度
認証数累計	14	313

17年度：平成18年2月28日現在

8 住民、住民団体及び市町村長意見

住民、住民団体及び市町村長からの意見は次のようなものが挙げられている。

(1) 地方分権に係る住民等意見

A 住民や既存の住民組織に関して

住民個々のレベルでは、自治意識が十分でない。

既存の住民組織（行政区、自治会等）は、必ずしも十分に機能していない。

B 新しい住民組織に関して

NPOは地域のために何かをしたいという「思い」は強いが、組織として経営を続けることが困難な面もある。

行政はNPOに行政の補完的な役割を期待し、発展を望んでいる。

C 住民活動と住民活動の連携に関して

行政区などの既存組織とNPOが連携することは、なかなか難しい。

D 住民と行政の連携に関して

行政は、住民との連携が重要であると認識はしている。

NPO等から見れば、個のレベルまで広げて意見を聞くシステムの不備や、縦割りなどによるわかりにくい行政の体制、職員の一律的・硬直的な対応などに住民が主役であることが感じられないという不満がある。

E 行政と行政の連携、組織などに関して

市町村と県の関係について、市町村長は役割分担の明確化を前提に権限移譲が必要とした上で、県に対し法令の解釈などの専門的な分野や技術的な分野に関する支援と人的な交流を期待するとしている。

住民は、住民の視点に立った連携強化や窓口機能強化を望んでいる。

(2) 今後の市町村運営と県の役割に関する市町村長意見

A 行財政運営の将来見通し、課題

地方交付税の先行きが不透明であり、財政運営の見通しが立てられない。

自主財源の確保が必要であるが、課税客体に乏しい。

徹底した行財政改革の実施が不可欠であるが、住民サービスの低下との関係で悩む。

一部事務組合についても市町村と同様に行革が必要である。

小規模町村では職員が少なく、一人で何役もの仕事をこなしており、ミスが生じないかとの心配がある。

職員、住民ともに、変化する時代に対応した意識改革が必要である。

B 行財政体制を確立するに当たっての対外的関係

ア 権限移譲・規制緩和・運用改善を要するもの

土地利用関係許認可の権限移譲を望む声がある一方、行革による人員削減の影響のため、権限移譲は不要という声も多い。

県の許認可に係る処理日数を短くすべきである。

一律とせず、地域性に合った規制緩和・運用改善をすべきである。

イ 近隣市町村等との連携

国民健康保険、介護保険は広域で実施できると良い。

徴税事務を広域で実施できると良い。

電算システム・情報など専門性のあるものを広域で実施できると良い。

ウ 県に期待する役割

国民健康保険、介護保険は県で実施してもらいたい。

徴税事務について協力してもらいたい。

法律、情報など専門性の高い事務を支援してもらいたい。

地方振興局の権限を強化すべきである。